

令和5年4月1日

日光だいや川公園
『だいやの週末』

《 フリーマーケット 》

出店要項

日光だいや川公園内での販売行為やサービスの提供など出店を行う場合は、事前に事務職員と協議のうえ出店申請書を提出してください。

出店の内容によっては、公園管理事務所において審査のうえ出店の可否を決定し、許可しない場合があります。また、出店にあたっては、下記の出店条件に同意のうえ出店の申請をお願いします。

1. 主 催

日光だいや川公園管理事務所

2. 趣 旨

月2回定期開催。エコ推進の観点から、リサイクル品のフリーマーケットを行う。また、物販・飲食出店を募り、来場者へ利便性と憩いの場を提供する。

3. 開催日時(出店時間)

令和5年4月～11月

月2回(第1日曜・第3日曜)定期開催。

※7月のみ第4土曜開催

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
2日	7日	4日	2日	6日	3日	1日	5日
16日	21日	18日	22日	20日	17日	15日	19日

出店時間：10時半～16時まで

※雨天決行、荒天中止

※指定時間以外の出店はできません。

4. 会 場

日光だいや川公園内 イベント広場

5. 出店応募資格(下記の3点を全て満たすもの)

1. 令和5年4月1日現在、20歳以上で栃木県内在住又は在勤若しくは周辺地域に在住している個人。

※ただし、別途公園管理事務所で認められた場合はこの限りではない。

2. 出店者は販売を業としていないこと。

3. 本要項に示された事項を遵守できる者。

● 次の項目に掲げる業種及び者は出店不可とする

- * 未成年者
- * 破産者であって復権していない者
- * 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者若しくはその繋がりとされる者
- * 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- * 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴されたもので判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- * 社会問題を起こしている業種又は者
- * 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続の申立てがなされている事業者
- * 市税を滞納している者(他市に在住する者は居住地の税とする。)
- * その他、法令に違反している者
- * 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- * 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない者
- * 上記に掲げるもののほか、公園管理事務所が不適当と認める業種及び者

● 次に掲げる販売品は、販売不可とする

- * 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- * 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
- * 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- * 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- * 上記に掲げるもののほか、公園管理事務所が不適切と判断した商品

6. 出店料(公園使用料・イベント運営費として)

フリーマーケット：1,000円/1日

※1区画間3m×3mとなります。

※出店料は当日徴収いたします。

※受付後はいかなる理由でも返金できません。

7. 申込期間

開催日の1週間前まで

(受付は午前10時から午後5時まで、土日は除く。)

8. 申込方法

必要書類を申込期間内に日光だいや川公園管理事務所まで直接提出する(郵送、FAXの場合は公園管理事務所まで御一報ください)。

※公園における出店で、公園管理事務所が不適切な出店と判断した場合は出店を取り消しします。

9. 申込内容(提出する書類)

1. 出店申請書(参加店舗詳細・名簿、ブース出店と同様式)【別紙1】
2. 代表者の身分証明書(運転免許証、保険証など)コピー
3. 誓約書(捺印をすること)【別紙2】

10. 出店に関する事項

【当日の流れ】

時間	出店者
8:30	搬入開始
9:00	設営
10:00	公園無料休憩所前にてミーティング(売上シートの配布など)
10:30	販売開始
↓	↓
16:00	販売終了
16:30	撤去・クリーンアップ作戦
17:00	公園管理事務所に売り上げシートを提出
17:30	完全搬出・終了

(1) 出店の仕様について

出店スペースは3m×3m以内とする。(複数テント原則不可)

※テントやテーブルなどの必要な物品類は各自で用意すること。

(2) 販売品について

販売品は、一般家庭での不要品とする。古着等は洗濯して清潔な状態で出品すること。

以下の物品の販売は禁止する。

- (1. 飲食品類・生鮮食品類(野菜、たばこ、酒類を含む)
- (2. 薬品類(医薬品を含む)
- (3. 生き物(動物・昆虫等)
- (4. 違法コピー商品(偽ブランド品等)
- (5. 危険物(石油、ガス類・模造刀・モデルガン・ナイフ・包丁等)
- (6. 商品説明を偽ったもの(骨董品の詐欺販売等)
- (7. 当日、同じ会場内で購入または調達した物
- (8. 法律上販売できないものや教育上好ましくない物
- (9. その他主催者が不相当と判断する物(くじ・高価な物・故障品・盗品等)

販売において以下の物品の使用は禁止する。

(1. 拡声器

(2. 発電機

(3. 販売区画内もしくは周囲に車両を置いての販売

※イベント会場内で上記に反する提供及び販売が発覚した店舗については、今後の出店は認めず、警察に連絡します。

(3) 清掃について

・開催後のクリーンアップ作戦に必ず参加すること。

・出店者から出たゴミについては各出店者が必ず持ち帰ること。

※会場内(ゴミ箱含む)やその周辺にゴミを置き去りにした出店者(申込者・団体)は次回の出店を認めません。

(4) 出品物等の管理

・出品物等は、出店者が各自の責任において管理することとし、万一の事故(盗難等)については、公園は一切の責任を負いません。

・出品物に対するクレーム等は出店者の責任において誠意を持って対処すること。

(5) 売り上げについて

・売上金：釣銭及び売上金の管理については各出店者で管理する。

・売上シートについて：当日の商品売上を「売上シート」に記載し、終了後公園管理事務所へ提出すること。(イベント全体の収益報告のため)

(6) 会場、販売時間及び搬入出

1. 会場は、公園内イベント広場に接する園路上とする。

2. 搬入は午前8時半から午前9時の間に行うこと。

3. 搬入、搬出のため車両を乗り入れる場合、作業が終わったら速やかに車両を出店者用駐車場に移動すること(一般来場者用駐車場には駐車しないこと)。また、園内での制限速度20km/hを守り、通行は常に一般の利用者を最優先とすること。

4. 販売開始時間は午前10時半からとして広報するが、搬入が終わり次第販売しても良い。

5. 販売終了時間は午後4時までとし、午後6時までに搬出を終えること。

6. 販売区画内は禁煙とする。(喫煙は所定の場所ですること)

(7) 新型コロナ感染症対策について

1. 出店ブースでのアルコール消毒・マスク・フェイスシールド等の感染対策を各自用意し、公園内でのマスク着用は義務付けとする。また、アクリル板やビニールカーテン設置等の出店ブースの工夫にも努める。
2. 他出店者や利用者と十分なソーシャルディスタンスを図るよう努め、定期的な手洗い・うがい・アルコール消毒を行なう。
3. 出店者は当日の搬入前に検温を行ない、ミーティングの際に公園職員へ検温結果を報告する。
4. 利用者への呼び込みや説明・会計時での大声の会話を控える。

11. 注意事項

◎大雨及び台風などの悪天候時、また強風などによる事故の恐れがある場合には開催を中止します。その際には出店者へ連絡します。

1. 悪天候が前日から予測される場合

開催前日 17 時に公園管理事務所で開催可否の判断をし、中止の場合は開催前日の 18 時までに出店ブース申込書記載の連絡先に連絡する。

2. 前日では判断がつかない場合

当日の朝 8 時に公園管理事務所で開催可否の判断をし、中止の場合は連絡する。

◎悪天候等、公園判断により『だいやの週末』が開催されない場合であっても、出店準備に要した経費については、公園は一切の責任を負いません。

◎会場内及び周辺での迷惑行為は一切しないこと。

◎注意事項を守らず、『だいやの週末』の運営に非協力的な言動及び行動をした出店者(申請者及び団体)については出店を取り消し、今後の出店についても認めません。

12. 問い合わせ(申込み先)

〒321-1263 栃木県日光市瀬川 844
日光だいや川公園管理事務所
TEL : 0288-23-0111 FAX : 0288-23-0331

【別紙1】

だいやの週末 フリーマーケット出店申請書

① 出店名（あれば記入）	
② ご担当者名	
③事前連絡先 メールアドレス	
③ 当日連絡先携帯番号	
④ 出店希望日	
⑤ 出店形態	フリーマーケット（古着・リサイクル品に限る）
⑦出店する品物 ※大まかな品物と価格を記入	
⑧テーマに沿った PR 文章	
⑥ 店頭で行なう感染症対策	

誓約書

以下の各項目をご確認のうえ、末尾ご記名にてお申込ください。

- (1) 上記場所を借用するにあたって、公園の指示に従います。
- (2) 当該出店に起因するトラブルが発生した場合、当方はその責任と負担において解決し、公園に何ら迷惑をかけません。
- (3) イベント終了時、当方は自らの負担で備品等を撤去し、開催場所を原状回復の上、公園に明渡し、公園に対して諸費用の返還、移転料、立退料、権利金等一切の請求をしません。
- (4) 本申込書に記載のない事項については、別途確認するものとします。

以上の内容を承諾し、出店の申込みをいたします。

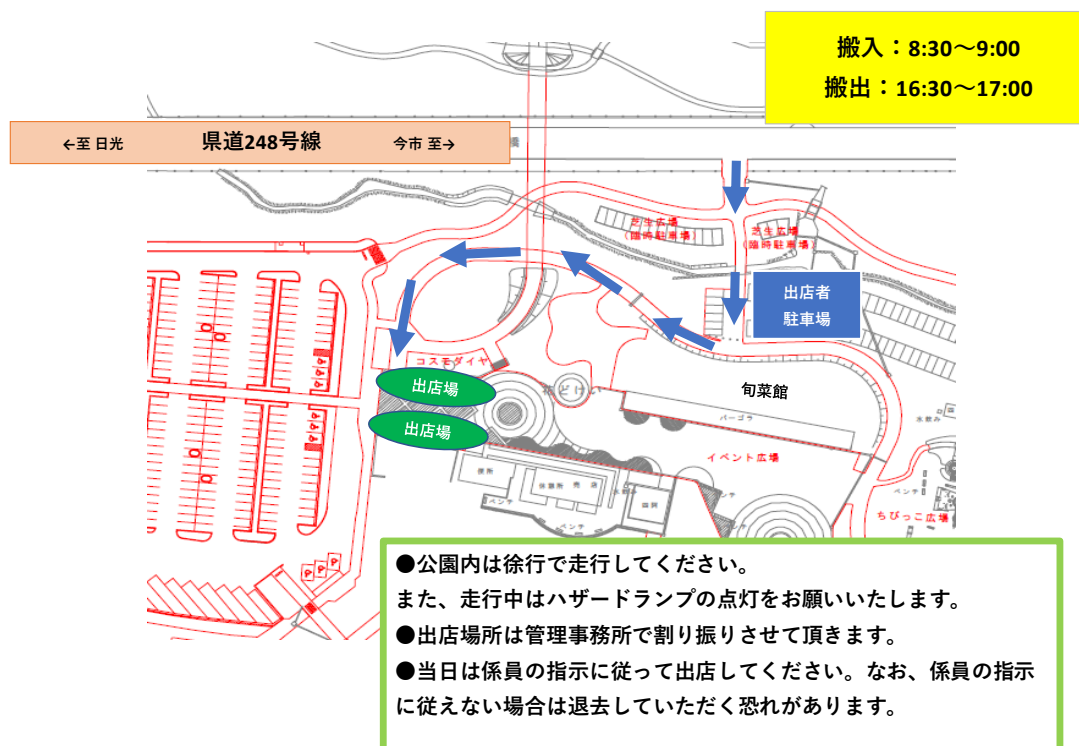
令和 年 月 日

申込み者氏名： _____ 印

【提出先】

〒321-1263 栃木県日光市瀬川 844 日光だいや川公園管理事務所 TEL：0288-23-0111 FAX：0288-23-0331

だいやの週末 搬入出経路



公園内は徐行（20 km/h 未満）でハザードランプ点灯の上走行してください。
公園利用者の安全確保のご協力をお願いいたします。

◎開門：8：30 ※閉門は17：30

搬入は8：30～9：00の間に行なってください。

搬出は17：00～17：30の間に行なってください。

◎出店者用駐車場

旬菜館裏手の芝生広場（臨時駐車場）スペースをご利用ください。（1出店につき1スペースです。2台以上ご利用の際はご相談ください。）